

離婚紛争の発生基盤に関する法社会学的考察

小 谷 朋 弘

1 はじめに

離婚原因は多様である。しかも、それらは複雑に絡み合っている。そうした多様で複雑な離婚原因を整理して、今日の離婚紛争の実相を表す離婚紛争のタイプ化を試みると、主要な4つのタイプが浮かび上がる。「役割葛藤型離婚」「享楽型離婚」「父権的迫害型離婚」「脱『家』型離婚」である^①。

こうした離婚紛争の社会的基盤について考えてみると、そこには対称的な夫婦の姿が浮かび上がる。すなわち、一方には従来とあまり変わらない意識をもち行動する夫たち、他方には、夫と対等平等な意識をもちつつ、ひとり人間としての尊厳を訴えかけ、積極的に“ものいい行動する妻たち”の存在である。4つの離婚タイプに則していえば、男性役割をしっかりと身につけた夫に対して不満をぶっつける妻たち、善かれ悪しかれ男性と対等に愛と性を自由奔放に享受する妻たち、夫からの暴力に虐げられながらも必死にその迫害から逃れようと苦闘する妻たち、“嫁”として縛り付けられていた夫の家族や親族との関係を断ち切り自らの家族や親族との関係を選び取るうとする妻たち、である。

こうした妻たちの登場はまさに、これまでの男女の関係性に大きな変化が生じた(つつある)結果といえる。そして、この関係性の変化をもたらした原動力はやはり女性の地位の向上である。戦前の女性の地位は「日本国は女の地獄である」(福沢諭吉)と喝破されたように、家制度に搦め捕られた哀れな存在であった。それが戦後の新しい時代を迎え、しばらくの間は戦前の

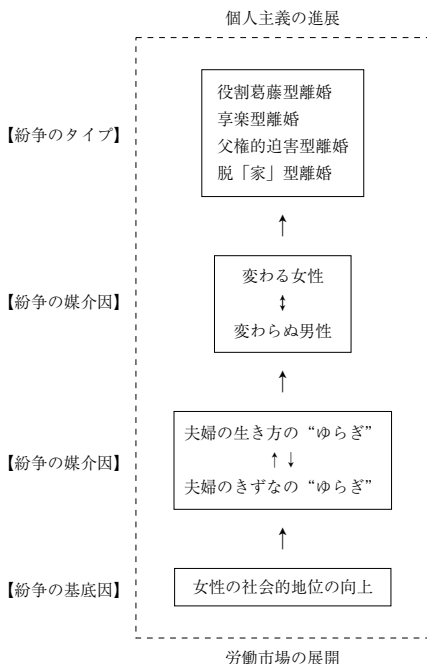
封建的な意識や風潮に抑えられながらも漸くいま、十分とはいえないまでも昔日とは比べものにならないほどの地位を獲得した。

女性の地位の向上は、女性の自立・自尊の意識あるいは平等意識を育みつつ、具体的には2つの方向で作用した。1つには、これまで伝統的な性別分業原理によって、仕事と家庭の棲み分けを自明としてきた「夫婦の生き方」に“ゆらぎ”をもたらした。2つには、これまで伝統的な結婚観や家族観によって、“一心同体”や“心のやすらぎ”を目指してきた「夫婦のきずな」に“ゆらぎ”をもたらした。

このような変化を図で示すと、図1の「離婚紛争の構図」になる⁽²⁾。すなわち、離婚紛争の発生基盤の基底には「女性の社会的地位の向上」が位置し、そこから生じる「夫婦の生き方の“ゆらぎ”」と「夫婦のきずなの“ゆらぎ”」が、夫婦の対立・葛藤を誘起し、離婚紛争を現象させる。自立意識や対等意識を強める女性に対して男性側の変化が追いつけば両者の対立・葛藤は抑制されようが、現実には両者の乖離はいちじるしい。

以下ではまず、夫婦の生き方の“ゆらぎ”について、生き方を規定してきた性別分業原理の現状を意識と行動の2つの次元から検証し、次いで、夫婦のきずなの“ゆらぎ”について、結婚観と家族観の2つの視点からその現状を検証しよう。そして最後に、今日の離婚紛争の象徴ともいえる熟年離婚について考察を加えよう。

図1 離婚紛争の構図



2 夫婦の生き方の“ゆらぎ”

2. 1 性別分業意識の現在

1) 性別分業の発生と定着

性別分業原理は、これまで男女の地位の決定原理として重要な役割を果たしてきたものである。その起源は、産業革命に求められる。1760 年代にイギリスで起こった産業革命という名の技術革新は、産業のみならず、経済や社会、そして家庭生活にいたるまで広範な革新をもたらした。その影響は各国に及び、18 世紀後半から約 1 世紀の間にフランス、ドイツ、アメリカへと波及した。そしてこのわずかな年数の間に、先進工業国では急速な勢いで性別分業が固定化していった。

最初の契機は工業化にともなう職住分離である。個人企業的な農業とか商業であれば、職住は同じ場所で営業できる。ところが工業ではそうはいかない。ワットの蒸気機関やライトの力織機が発明され、工場が建設され、そこに多数の人が農村から集まり、小都市ができてあがる。男の多くは低賃金の雇われ労働者となり、家を離れて工場や事務所で 1 日 12 時間から 16 時間働いた。

石造りの貧しい住まいには女が残された。またパスツールによる伝染病のワクチンは実用化されていなかったので、悪疫がよくはやった。公衆衛生がきわめて悪いうえに衣食住とも劣悪であったが、そのような悪条件で、当時の女性は平均 6 人の子どもをもっていた。おそらく実際に生まれた数はその 2、3 倍を超していた。女性はたえず妊娠し、出産していた⁽³⁾。

このようにして現在の、「男は仕事、女は家庭」という生活形態が発生し定着していったが、忘れてはならないのは、そうした生活形態が定着していった背景には、それを支える男女の生物学的・心理学的・医学的にみた資質の相違を主張する論理あるいはイデオロギーが存在した。たとえば、啓蒙思想家として著名なルソーは、『人間不平等起源論』や『エミール』のなかで、

女性を「従属すべき性」とよび、男性のために奉仕する女性をつくることこそ女子教育の目的であると主張している。すなわち、ルソーは、重要な意思決定は夫に依存しつつ、家庭内で黙々と夫および子どもの生命と生活の再生産の役割に従事する女性の生き方を当然視し、男性の支配と女性の服従という地位の差異が厳然と存在して然るべきだとする。しかもそれは、幼少からの教育を通じて果たされるべきとする。

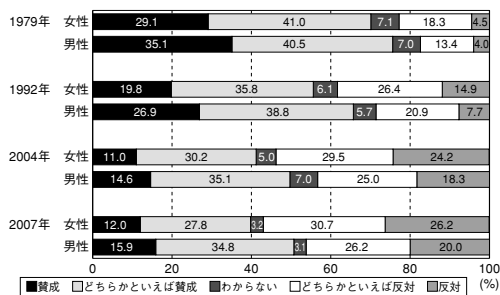
こうした男女の資質の相違の主張によって、性別分業の正当性が浸透し、「男は仕事、女は家庭」という形で分業化が定着していったのである。したがって、性別分業の考え方の根は深く、その撤廃は容易に進まない⁽⁴⁾。

2) 「両立」意識の広がり

では今、人々は性別分業についてどのように考えているのか。現在では、女性の高学歴化や職場進出が進み、また伝統的な性別役割に対するジェンダーの視点からの批判が広がるなかで、男女の役割に関する考え方も変化してきている。

内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」によれば、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対して、この30年間に、男女とも反対意見が増え、賛成意見は減ってきている。2007年では、女性の56.9%が反対しており、男性でも46.2%が反対している。しかし、賛成意見も根強く、女性の4割、男性では5割が支持している(図2)。

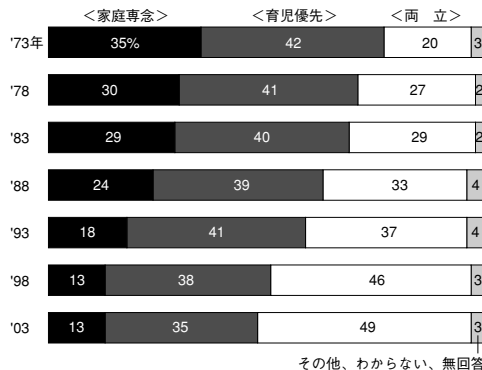
図2 「夫は外で働き、妻は家を守るべき」という考え方



出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」2007年。

内閣府調査の設問は大括りなので、NHK の『現代日本人の意識構造』から、家庭と仕事に関する意見をみてみよう。図 3 のように、1973 年には「育児優先」と「家庭専念」が多かったが、今日では「両立」がほぼ 5 割となっている。男女別にみると、「育児優先」が男女ともに 40 % を超え、「家庭専念」も男性で 41 %、女性で 30 % を占め、「両立」は女性で 24 %、男性では 16 % にすぎなかったが、今日では男女ともに「両立」がトップを占め、女性の 52 %、男性でも 45 % が支持している。

図 3 家庭と職業



(注) 家庭専念：結婚したら、家庭を守ることに専念したほうがよい
 育児優先：結婚しても子どもができるまでは、職業をもっていたほうがよい
 両立：結婚して子どもが生まれても、できるだけ職業をもち続けたほうがよい

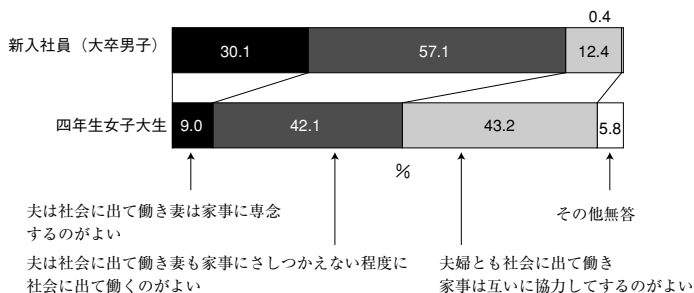
出所：NHK『日本人の意識構造』2003 年。

3) 「両立」の中身

男女双方にみられる「両立」意見の増加は、一見すると、両者の合意と了解の進展を予想させる。だが、現実には楽観視できない。この点を、別の設問でみてみよう。新卒の若い男女の「共働きに対する考え方」である(図 4)。女性サイドでは「夫婦とも社会に出て働き家事は互いに協力してするのがよい」が 43.2 % ともっとも多くなっている。これに対して、男性サイドでは「夫は社会に出て働き妻も家事にさしつかえない程度に社会に出て働くのがよい」が圧倒的に多くなっている。先の設問ではみえなかった、両立の意識

のズレがここに表面化している。すなわち、先の「両立」の中身は、仕事と家事を半々に分担するというのではなく、仕事を続けてもいいが女性は家事育児も担当すべき、という考え方にすぎない。このことはまた、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」の「仕事、家庭生活、地域・個人生活の関わり方」でも確認される。すなわち、「仕事を優先したい」とする男性の比率は少なくない。

図4 共働きに対する考え方



出所：倉沢進・川本勝編『社会学への招待』ミネルヴァ書房、1997年。

このように、わが国においては今日、「男は仕事、女は家庭」という伝統的な性別分業の考え方は変化してきている。しかし、変化の中身は、単に女性の仕事への参加を認めるにすぎず、家事育児への理解は進まない。男女の意識のギャップは依然として大きく、それが夫婦生活の大きな火種となる。

2. 2 新・性別分業構造の進展

1) 「仕事」における女性の参加

では、行動の次元ではどのような状況にあるのか。意識の次元を反映するように、厳しい現実が展開しているのか。

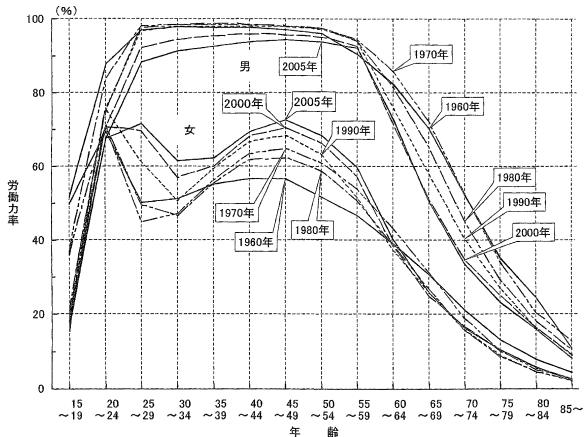
結論を先取りすれば、伝統的な性別分業の考え方が変化するとともに、女性の職場への進出が顕著となるものの、依然として女性の前には“男社会”という壁が立ちほだかる。その一方で、女性の職場進出ほどには男性の「家

庭参加」は進まない。“仕事も家庭も平等”という理想は中々達せられない。夫婦の火種は消えることはない。そうした役割分業の軋みを、女性の「仕事」への参加と、男性の「家庭」への参加の 2 つの局面に絞ってみてみよう。

女性の職場進出は、年々増加してきている。厚生労働省『女性労働の分析 2007』によれば、女性雇用者数は、1965 年には 913 万人であったが、その後着実に伸びて、2007 年には 2,297 万人を数えるにいたっている。雇用者全体に占める割合も 31.7 % から 41.6 % へと大きく上昇している。

女性の働き方は、いわゆる「M字型」曲線に示される。労働力率を年齢階級別に描くと、男性の場合は「馬の背型」曲線を描くが、女性の場合には、「M字型」である。M字の底は、結婚・出産による家庭回帰の結果である。図 5 にみられるように、M字の底は上昇してきており、結婚・出産の負担に負けず仕事を継続している女性たちは増えている。しかしながら、子育て期の 30～34 歳層が依然としてボトムを形成していることはたしかであり、仕事と家庭の両立の難しさは否定しがたい。

図 5 性、年齢別労働力率：1960～2005 年



出所：国立社会保障・人口問題研究所編『人口の動向—人口統計資料集 2008—』2008 年。

平均勤続年数でみると、1985 年の 6.8 から 2003 年には 9.0 となるが、その

後は伸張せず2007年には8.7に下がっている。勤続年数別にみると、5～9年が22.8%でもっとも多く、次いで1～2年が18.7%を占める。しかし、1985年以降になると、年を追うごとに長期勤務者が増加し、2007年には10年以上の勤務者が3割を占め、20年以上の勤務者も11.0%に達している。しかし、男子では、10年以上の勤務者が50%を超え、20年以上の勤務者も25.9%に及んでおり、男性に比べれば依然大きな格差がみられる。

男女格差は賃金水準にも表れており、1980年から2003年までは、横ばいまたは漸増しながら推移し、年々格差が縮小してきているものの、今日においても格差は明瞭である。男性を100.0とした場合、女性はその66.9にすぎない。

女性の管理職への登用や各種委員の選任は、女性の地位の指標といえるが、民間企業では、管理職に占める女性の割合は9.9%にすぎない。各ポストでも係長ポストでさえ9.4%にすぎず、部長、課長となるとその割合はきわめて少ない。最近20年間の推移をみても、ごくわずかな伸びにすぎず、いまだ女性の社会進出には大きな壁があることはたしかである。

学校管理職に目を転じてみると、小学校の校長・教頭の女性比率は急激に増加し、また短期大学の女性比率はかなり高くなっている。また、大学のポストも、近年女性の登用が増加している。とはいえ、ここでも民間企業と同様に、全体としてみるといまだ女性の登用はきわめて少なく、とりわけて高等教育機関での女性比率は低調である。

以上のような「仕事」への女性の参加状況からは、女性の就業に関して2つのことが引き出される。第1に、女性の社会進出は今日着実に進んでおり、結婚・出産後も仕事を続ける女性も増え、その結果勤続年数もかなり伸びてきている。第2に、とはいえ、男女で比べた場合、勤続年数や賃金水準、とりわけ管理職ポストなどに依然として大きな格差がある。

このようにみると、女性の「仕事」への参加は男性と比べるときわめて不利な状況にある。しかも未婚者と既婚者を比べればやはり既婚者の方が不利

な状況に置かれる。なぜなら、既婚者の場合、「仕事」と「家庭」の両立問題を抱え込むことになるからである。「仕事」に専念できれば、長期勤続、昇給、ポスト上昇等がある程度まで見込める。しかし、結婚や出産による「家庭」責任の発生は、「仕事」に大きな拘束をもたらすことになる。しかも、企業側では性別役割観が根強く、また女性に対する能力評価は低いから⁽⁵⁾、仕事へのプレッシャーはより大きくなる。

その場合、1つの対処法として、「仕事」から撤退することも考えられよう。しかし、女性の「仕事」への動機づけをみるかぎり難しい。すなわち、図6のように、高学歴者ほど「能力や資格を活かす」や「経済的に自立する」が突出しており、自己実現への強い欲求が示されている。そしてこうした傾向は、最近の結婚による離職傾向の低下とも結びついている。とすれば、女性にとって、結婚し仕事を継続するうえでカギとなるのは両立をサポートする諸制度となろう。しかし、両立支援制度が不十分な今日、何よりも求められるものは、家庭における夫の協力すなわち家事参加となろう。もし、夫の家事参加が望めないとなれば、「仕事」を生きがいとする女性たちは「仕事」から撤退するよりはむしろ積極的に離婚を選択することになろう。また未婚女性にあっては、結婚の拘束を先取りして、自由な生き方を選択することになろう。未婚化や晩婚化はそのような選択を反映するものといえよう。

図6 現在働いている主な理由 (学歴別)

	働くことは楽しいから	能力や資格を活かす	自由に使えるお金確保	家計が苦しいから	健康のため	家に居ても暇なので	仲間を得るため	経済的に自立するため
中学卒 (N:131)	29.0	9.9	45.0	45.8	19.8	19.1	26.7	6.1
高校卒 (N:881)	21.1	13.6	48.6	38.6	21.8	22.7	27.7	14.2
短大卒 (N:370)	19.7	34.9	50.5	25.9	18.9	18.6	32.2	25.9
大学卒 (N:119)	31.9	53.8	37.8	24.4	15.1	24.4	37.0	

出所・生命保険文化センター『女性の生活意識に関する調査』1992年。

2) 「家庭」における男性の参加

では、翻って、家庭での男性の参加はいかなる状況にあるのか。まず、インデックスデジタルの調査データで⁶⁾、家事参加の一般的傾向をみてみると、かなりの夫が家事に参加していることがわかる。年代的にはやはり若い世代ほど多くなっており、家事参加への理解が新しい世代に着実に広がりつつあることがわかる。

しかしながら、具体的な家事参加では、「ゴミ出し」59.6%をトップに、「育児」56.8%、「買い物」47.2%、「風呂掃除」40.8%と続く。「料理」や「洗濯」、「トイレの掃除」といった3K的な家事への参加は少なく、それぞれ21.6%、9.9%、7.6%にすぎない。

この点を、国立社会保障・人口問題研究所「第3回家庭動向調査結果の概要」でみると(図7)、同じように、「ゴミ出し」「日常の買い物」が多く占

図7 属性別にみた夫の家事遂行割合

	総数	ゴミ出し		日常の買い物		部屋の掃除		洗濯		炊事		風呂洗い		食事の残片づけ		
		第2回	第3回	第2回	第3回	第2回	第3回	第2回	第3回	第2回	第3回	第2回	第3回			
総数	6,041	5,807	33.4	36.4	34.7	31.9	18.7	16.7	19.7	17.7	24.9	15.7	25.4	24.7	23.1	
妻の年齢	29歳以下	563	459	47.6	53.6	42.1	37.9	15.3	19.6	21.3	19.2	27.2	21.8	32.9	34.8	36.5
	30～39歳	1,541	1,482	36.5	43.8	36.3	35.9	15.5	15.7	16.5	19.6	25.4	15.7	24.8	29.0	27.6
	40～49歳	1,851	1,439	28.6	31.0	32.3	29.9	16.3	15.2	16.4	15.5	21.4	14.7	21.3	20.4	20.5
	50～59歳	1,359	1,590	32.7	28.7	30.8	28.2	19.6	15.7	20.7	16.3	24.2	14.5	24.3	21.5	19.0
	60～69歳	727	837	41.4	37.6	38.9	31.8	32.7	21.3	31.6	19.8	32.3	16.7	33.8	25.1	19.7
末子年齢	1歳未満	175	284	50.9	53.2	52.0	35.2	17.1	16.5	16.6	15.1	32.0	18.0	36.6	34.6	29.9
	3歳未満	516	472	42.4	48.9	38.6	33.9	16.1	14.8	17.6	15.5	24.4	14.0	32.0	33.2	26.9
	6歳未満	510	481	34.9	39.5	32.4	33.1	15.3	16.6	17.1	19.8	24.1	17.3	21.1	26.7	27.2
	12歳未満	885	738	27.9	32.1	33.7	32.9	13.6	15.4	12.0	16.3	20.9	17.1	20.1	24.1	23.8
	18歳未満	916	722	27.9	28.5	31.4	29.8	15.3	14.0	16.8	14.8	20.7	12.6	19.7	19.6	18.6
	18歳以上	2,240	2,492	32.5	31.6	31.4	28.1	21.7	17.2	21.7	16.9	24.0	14.8	26.2	22.3	18.7
親との同居	夫の親と同居	931	906	23.0	23.4	31.0	26.5	16.3	13.4	14.5	13.0	18.8	12.6	19.3	17.6	16.3
	妻の親と同居	295	334	22.0	30.5	30.8	28.1	16.3	18.6	13.2	14.7	19.0	14.1	19.7	20.3	21.7
	いずれの親とも同居	3,800	3,231	37.8	39.7	35.3	33.1	17.0	15.5	23.9	17.8	25.5	15.8	26.0	27.1	25.5
妻の就業形態	常勤	910	963	41.4	45.3	34.0	34.9	21.8	21.8	30.3	30.9	23.5	30.6	33.3	34.1	
	パート	786	1,385	29.0	31.6	30.3	30.1	14.1	15.5	16.2	17.0	23.0	13.9	21.6	23.1	21.8
	自営・家族従業	648	695	35.3	30.5	30.9	22.7	19.6	13.7	20.7	14.1	24.2	14.5	22.2	20.5	16.9
	専業主婦	2,552	2,521	34.8	37.7	37.5	34.5	17.8	16.2	16.8	13.9	22.5	13.7	26.0	23.5	21.3

出所：国立社会保障・人口問題研究所「第3回全国家庭動向調査結果の概要」2003年

めており、「炊事」「洗濯」といったハードな家事負担は少ない。しかも、多いとはいっても「ゴミ出し」「日常の買い物」も 3 割程度にすぎず、妻の負担の大きさが浮き彫りにされる。また、妻の就業形態でみると、「常勤」の夫の家事参加は「非就業」の夫に比べて「日常の買い物」を除くすべての項目で高くなっている。しかし、家事参加がもっとも高い「ゴミ出し」にしても 4 割程度にすぎず、ハードな「炊事」「洗濯」は 3 割程度にとどまっている。

ところで、インデックスデジタルの調査では「育児」への参加は高くなっているが、育児はさすがに子どもの問題であるから、他の多くの調査でも一般に、家事よりも参加度が高くなっている。しかし、厚生労働省「第 3 回 21 世紀出生児縦断調査結果概要」によると、育児については「遊び相手」や「入浴させる」といった比較的楽な育児負担の参加にとどまっており、「食事の世話」や「おむつの取り替え」は少ない。先の「第 3 回家庭動向調査」で、「常勤」と「非就業」を比べてみても、「常勤」の夫の育児参加は「非就業」よりもかならずしも多くなっておらず、「育児は母親の役割」という意識が根強いことがわかる。

視点を変えて、性・年齢階級別に家事、育児、買い物について週平均 1 日あたりの時間をみると、家事時間は、女性では 40～44 歳で 3 時間 48 分と最も長くなり、年齢が高まるにつれて短くなる。男性では 75～79 歳で最も長く 43 分となる。男女では、圧倒的な格差が生じている。育児時間は、男女とも 30～34 歳で最も長いですが、女性は 1 時間 34 分、男性は 11 分で、男性は女性の 1 割強にすぎない。買い物時間は、家事や育児にくらべれば年齢による差は小さいが、いずれにしても、家事、育児、買物が、女性に担われていることはたしかな事実である。

3) “カスガイ”としての「家事分担ルール」

女性の社会参加意欲がきわめて強い現在、家庭生活を営みながらそれを可能にするのは、家庭における夫の強力なサポートにほかならない。たしかに、

育児をサポートする制度としては、保育所や育児休業制度などが存在する。また、家事を支える電化製品や便利な食品・食材は存在する。しかし、制度利用の点では問題が多い。やはり現状では育児を含めた家事全般における夫の参加が必要となる。しかし、現実には伝統的な性別分業の考え方は根強く、妻の社会参加はとりあえず認めてもらっているにしても、妻が家事のほとんどを負担しなければならず、いわゆる新・性別役割分業の状況に置かれている。そして、このような妻の二重負担の苦しみが、夫婦関係の破綻を生じやすくしている。その意味では今日、夫婦のカスガイとなるのは子どもではなく「家事分担ルール」にはかならない。旭化成・共働き家族研究所の調査によれば⁽⁷⁾、共働きの夫婦において、夫婦関係が「非常に満足」と答えた家庭の54.5%は、夫が「家事をする男」であり、他方で「非常に不満」とする家庭の64.5%は夫が「家事をしない男」となっている。いかに家事分担の在り方が夫婦関係に影響するかがわかる。

こうして今日、「結婚戦略」という言葉さえも語られる⁽⁸⁾。すなわち、共働きの妻たちが結婚し、子どもを産んでも、働き続けるためには種々の社会的資源を動員しなければならないが、そこには大きな制約がある。そこで重視されるのが夫のマンパワーである。このような事情から、結婚するにあたって、両立を可能にしてくれる男性を配偶者として選好することが戦略として取られる。配偶者を愛情よりも戦略として選び取る考え方の背景に、依然として進まないわが国の男女共同参画社会の現実がある。

3 夫婦のきずなの“ゆらぎ”

3.1 結婚観にみる夫婦関係の変容

1) 結婚規範の崩壊

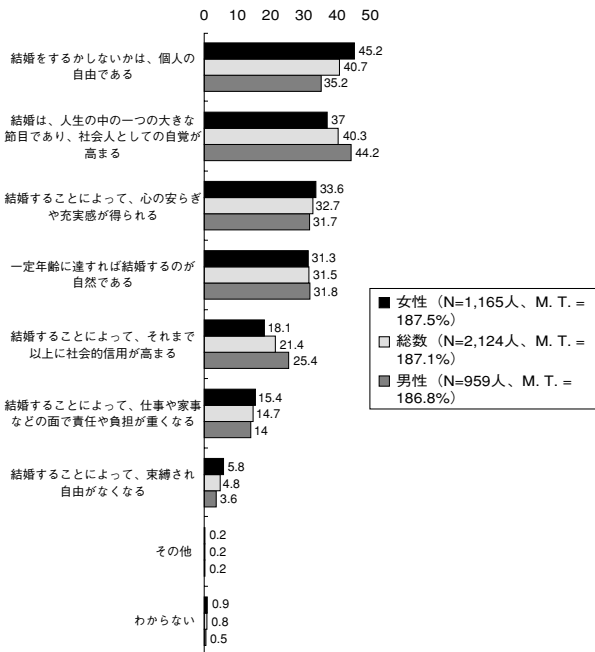
性別分業をめぐる男女の対立・葛藤とともに、今日、夫婦関係の破綻をもたらす背景として、夫婦のきずなの“ゆらぎ”がある。ここでは、今日の結

婚観と家族観を通して、夫婦のきずながどのように“ゆらぎ”つつあるのか、そしてそれがどのような意味で夫婦関係の破綻をもたらすのかを明らかにしよう。

世界的にみると、わが国の婚姻率はきわめて高く、結婚志向の強い民族といわれてきた。しかし今日、未婚化・晩婚化が問題とされるように、結婚志向にも大きな変化が生じている。まず、結婚に関する意識について、1994 年の総理府（現内閣府）調査でみると、図 8 のように、たしかに「人生の節目」とか「充実感」「自然」といった伝統的な動機づけが現れている。しかし注目されるのは、「結婚するしないは自由」の比率の大きさである。しかもそれは、女性サイドに多く現れており、今日女性を中心に、結婚を絶対視する考え方は希薄になりつつある。

この点を別の調査でみてみよう。1987 年の国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」では、「ある程度の年齢までには結婚するつもり」と回答した女性未婚者は、54.1%であったが、2002 年調査では、10 ポイント余り減少し、43.6%となっている。また「理想の相手が見つかるまでは結婚しなくても

図 8 結婚に関する調査（複数回答）



出所：総理府広報室『月間世論調査』1994 年。

かまわない」とする女性未婚者は逆に、44.5 %から 55.2 %と、10 ポイント余り増加している。

また、読売新聞社が 1998 年に行った全国世論調査によれば⁹⁾、「女性は結婚しなくても、十分に幸せな人生をおくることができると思うか」との設問に、「そう思う」が 47.2 %、「そう思わない」が 45.3 %で、まだまだ結婚の意義は大きかった。しかし、2003 年の調査では、「そう思う」が 52.3 %、「そう思わない」が 42.1 %と、支持する意見が過半を占め、結婚の意義は懐疑的に受け止められるようになった。

同調査では「結婚していない男女が増えていることにはどのような背景があると思うか」を聞いているが、「仕事を持ち自立している女性が増えた」が 68.3 %、「一人暮らしでも不自由しない」が 62.7 %となっており、女性が意識レベルでも生活レベルでも自立傾向にあるとの認識が一般化している。

読売新聞社の調査は 2007 年にも行われているが、それによると「未婚者」と「既婚者」では、「そう思う」は「未婚者」69 %、「既婚者」50 %であり、とくに女性の「未婚者」では実に 74 %に上っている（「そう思わない」は 24 %）。未婚女性の結婚願望の希薄さが顕著である。ちなみに、年代別では、「そう思う」が 20 歳代で 74 %、30 歳代で 66 %と若い世代で多くなっており、2003 年調査よりも若い世代の“忌婚”傾向が深まっている。

以上、種々の調査データからわかるように、今日、一定年齢に達したら結婚するという「結婚規範」は崩壊しており、「結婚適齢期」という言葉も死語となりつつある。

2) 個人化と家事育児の忌避

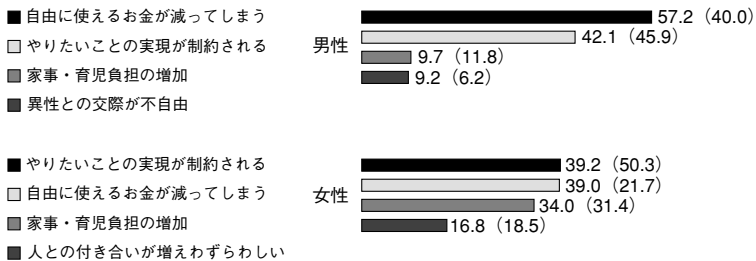
では、なぜ結婚志向が弱まってきているのであろうか。まず、1997 年の内閣府「若年層の意識実態調査」で、「結婚して不利益になるもの」をみると、図 9 のように、「やりたいことの実現が制約される」が男女ともに多くなっている。そのなかでとりわけ注目されるのは、女性サイドで「家事・育児の負担が多くなる」「人との付き合いが増えわずらわしい」の 2 項目の

比率が高くなっている。

また、2003 年の調査によれば (図 9)、「結婚して不利益になるもの」として、男性では、「自由に使えるお金が減ってしまう」が 57.2 % でトップを占め、2 位が「やりたいことの実現が制約される」で 42.1 % となっている。それに対して女性では、1 位は変わらないものの比率は大きく減じるとともに、「自由に使えるお金が減ってしまう」が比率を増やし順位を上げている。そのなかで「家事・育児負担の増加」は、順位を下げたものの比率は増加し、34.0 % を占めるにいたっている。女性にとって、「家事・育児負担の増加」は、仕事を行ううえでまた自由な生き方をするうえで、きわめて大きな障害になっていることがわかる。

図 9 結婚の不利益：2003 年と 1997 年の比較

() は 1997 年の数値



出所：内閣府「若年層の意識実態調査」1997、2003 年

ところで、1998 年の『厚生白書』によれば、女性が結婚相手に求める条件が、3 高から 3 C へ変わった。「comfortable 十分な給料」「communicative 理解し合える」「corporative 家事に協力的」の 3 つである。

「十分な給料」とは 3 高の 1 つの高収入にあたる。彼女たちは生まれたときから豊かな生活をしてきたので、それより貧しい生活はしたくない。いくら愛情に溢れていても、お金がなければ夫婦関係もギスギスしたものになる。幸せな結婚生活を営むには、まず経済的基盤がしっかりしていなければなら

ない。自分が稼ぐにしても、何よりも一家の大黒柱である夫の収入が多くなければならない。そのように彼女たちは考えている。「理解し合える」とは、常に夫婦の会話があって、心の交流が保たれ、互いに仕事や家事育児について、その苦労や価値を理解し合っていることである。また、趣味が一致し、余暇活動を一緒に積極的に楽しみたいとも考えている。「家事に協力的」とは、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割にとらわれず、男が家事や子育てに積極的に協力し、互いにひとりの人間として家庭生活を営みたいという気持ちを表している。

1997年の国立社会保障・人口問題研究所「第11回出生動向基本調査」によれば、表1のように、女性が重視する結婚相手の条件は、「人柄」を除けば、「経済力」「職業」など収入項目、「仕事への理解」「共通の趣味」など理解項目、そして「家事役割」といった家事協力項目が大きな比率を占めている。まさに3高から3Cへのシフトである。

表1 結婚相手の条件項目別、重視する未婚者の割合

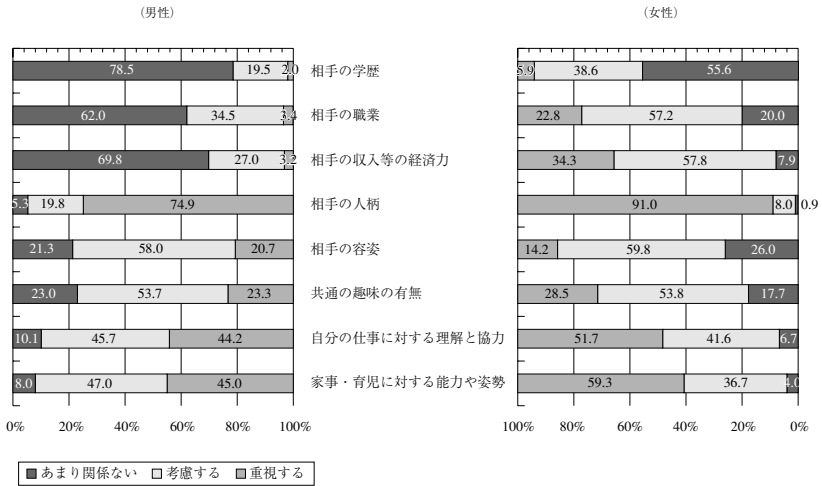
	男性	女性
1	人 柄 (82.9)	人 柄 (92.2)
2	仕事への理解 (42.5)	仕事への理解 (46.5)
3	家事役割 (34.9)	家事役割 (43.6)
4	共通の趣味 (22.0)	相手の親との同居 (34.0)
5	容 姿 (19.6)	経 済 力 (33.5)
6	自分の親との同居 (15.5)	共通の趣味 (30.4)
7	相手の親との同居 (12.5)	職 業 (21.8)
8	職 業 (3.0)	自分の親との同居 (19.4)
9	経 済 力 (2.8)	容 姿 (12.8)
10	学 歴 (2.2)	学 歴 (7.7)

出所：国立社会保障・人口問題研究所「第11回出生動向基本調査」1997年。

さらに、2002年の「第12回出生動向基本調査」では、3Cのなかでも「家事役割」の比率が大きく増えてほぼ6割に達し、「人柄」に次ぐ位置を占めるにいたっている（図10）。

こうした条件の変化は何よりも、家事負担の重さが強く認識されはじめて

図 10 結婚相手を決めるときに重視すること



出所：国立社会保障・人口問題研究所「第12回出生動向基本調査」2002年。

きたからにはほかならない。女性においても結婚後も働き続けることを希望するものが増えてきているが、家事や育児をサポートする社会的環境の整備は十分でなく、夫の協力なくして働き続けることは困難である。

女性の社会参加への意欲の強さは、前出の「自己実現」や「経済的自立」志向の多さに示されるが、見逃せないのはその背景にある個人志向の強さである。「結婚しても、人生には結婚相手や家族とは別に自分だけの目標を持つべきである」という考えと、「結婚したら、家庭のためには自分の個性や生き方を半分犠牲にするのは当然だ」という考え方の賛否を問うと、前者の支持が圧倒的に多い⁽¹⁰⁾。

社会参加への意欲の強さや個人重視の考え方が、結婚相手に「家事役割」を求める一方で、「自由や気楽さを失いたくない」ために、シングル化・晩婚化に誘導する。2002年の「第12回出生動向基本調査（独身者調査）」の「独身にとどまっている理由」をみると、男女ともに「自由や気楽さを失いたくない」が大きな比率を占めている。とくに女性においては、2番目に大

きな理由となっており、男性よりも10ポイント近く多くなっている。

個人の生き方を何よりも大事にする考え方は、戦後民主主義の進展とともに強化されてきたといえるが、この考え方の行き着くところは、離婚に対する積極的な捉え方にある。今日、「相手に満足できないときは離婚すればよい」とする意見が増加している⁽¹¹⁾。この20年間の変化をみると、賛成意見は26.8%から60%に増えている。また、男性よりも女性において強くなっており、すべての年齢層で男性を上回る。しかも20代、30代の若い年齢層ほど強くなっており、いわば離婚予備軍は急増といえる。

以上のように、結婚観の変化の背景には、家事負担の重さといった性別分業の問題性や、夫に対する遠慮や配慮や気遣いの煩わしさ、また夫の親族ネットワークに組み込まれることへの煩わしさなど、今日の夫婦関係の軋轢が先行する形で潜んでいる。そして、こうした結婚忌避観の根底には、束縛なく自由に生きたい、とする個人主義的願望が横たわっており、同時にそれを保障する金銭的豊かさへの執着がみられる。夫に対する経済的依存度を弱めてきた女性たちは今日、“煩わしさ”一杯の結婚には消極的となり、結婚しても“気楽な生活”を渴望する。すでに、夫婦の協力による家庭づくりの前段階で、結婚に対する消極的な動機づけや、結婚によって生じる負担や制約に対する忌避意識など、先行き不安を思わせる要因、すなわち離婚紛争の火種がみられる。またその一方で、積極的な離婚志向さえ表れている。いまや、夫婦が一体となり協力し合って問題を解決し、共同生活を維持存続させていくといった考え方は希薄で、夫婦のきずなを強めることは難しい。

3. 2 家族観にみる夫婦関係の変容

1) 特殊化する家族機能

では、視点を変えて家族の意義に目を向けよう。今日、家族は何のために必要なのであろうか。言い換えれば、現代の家族機能は何であらうか。

周知のように、現代の家族機能については2つ見方がある。1つは、オグ

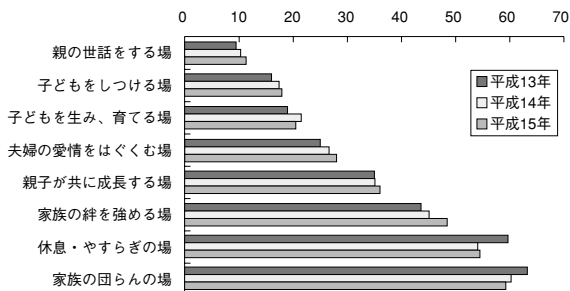
バーンの家族機能喪失論、2 つは、バージェスの家族機能特殊化論である。前者は、家族が従来果たしていた 7 つの機能 (経済、地位付与、教育、保護、宗教、娯楽、愛情) が次第に衰退し、家族には愛情機能しか残されていないと説くものである。後者は、家族機能に本質的機能と付加的機能を区別し、今日の家族は、付加的機能を喪失するとともに情愛、養育、人格の形成といった本質的機能にますます集中するようになってきたと説く。

2 つの説の違いは、機能喪失論が家族の諸機能の全面的な衰退を説くのに対して、機能特殊化論は家族がその本質的な機能にますます特化することを強調するものである。換言すれば、喪失論は家族が制度として衰退することを示唆しており、特殊化論は家族が制度として専門化することを示唆する。

多くの説は、特殊化論の立場を取り、たとえばマッキーヴァーは、性欲求の安定的満足、生殖と子供の教育、温かい家庭の団欒など、家族に必須の機能は変質しながらも一層よく果たされるようになってきたと説いている。またパーソンズは、子どもの第一次的社会化と成人のパーソナリティの安定化は家族の根基機能ともいべき衰退せぬ機能と述べている。

内閣府の「国民生活に関する世論調査」で、「家庭に求める役割」をみると、図 11 のように、「家族の団欒」を挙げる者の割合がもっとも多く、次いで「休息・やすらぎの場」「家族の絆を強める場」が続いている。この 3 つの役割の比率は高く、ともに 40 % 以上を占める。

図 11 家庭の役割 (複数回答) (%)



出所：内閣府『国民生活に関する世論調査』2005 年。

また、家族の意義を「結婚の利点」の観点からみると、「精神的な安らぎの場が得られる」が男女ともに多い。とくに男性では他を圧してトップを占め、女性では「子どもや家庭をもてる」と並んで大きな比率を占めている。

このように、今日、家庭の役割として「やすらぎの場」のウエイトが大きく、家族のもつ情緒面での機能が重視されていることがわかる。家族機能論でいえば、特殊化論が捉えるように、家族機能はますます専門化あるいは純化してきて、情緒機能の重みはますます大きくなってきた。

2) 「やすらぎ」の二重構造

しかしながら、多くの人々が家族の役割を「やすらぎの場」に求めているとしても、それで夫婦のきずなが安定したものになるとはいえない。それは、やすらぎの構造や中身に問題があるからである。

パーソンズのパーソナリティーの安定化機能の考え方は、彼の機能主義の立場に基づくものであるが、その考えに立てば、夫にとっての安定化機能は十分果たされているとしても、妻にとっての安定化機能はどうなるのか疑問となる。パーソンズ流に言えば手段的役割と表出的役割を割り当てられた夫と妻の間で、たしかに家庭に帰ってくる働き手の夫の立場から考えると、家庭で妻のサービスを受けて安定化が図られることは疑いない。しかし、妻の立場ではどうであろうか。妻にやすらぎを与えるサービスは果たして誰によって担われるのだろうか。専業主婦であれ共働きの妻であれ、妻自身の安定化機能には解答が見い出せない。結局のところ、安定化機能は妻の犠牲のうえに成り立つ家族機能といえよう。とすれば、「団欒」や「やすらぎ」といった情緒的機能を期待しても、現実の家庭生活では女性の期待は裏切られる可能性が大きい。こうした現実の家庭生活が重荷になり、夫婦関係の解消へと向かうことになりやすい。

この点で興味深いのが、女性管理職の死亡率の高さに関する知見である⁽¹²⁾。女性の管理職は、女性全人口の平均に比べて死亡率が高いが、男性の管理職では男性全人口の平均よりも低いという傾向がみられる。さらに年齢別にみ

ると、女性の管理職の死亡率は、全年齢を通じて女性全体の死亡率よりも高いことがわかった。しかもその死亡率は近年になるほど高まる傾向が認められる。

女性管理職の死亡率が高い理由としては、3つの仮説が立てられる。第1に「女性や若人の管理職は、中年以降の男性の管理職と比して圧倒的に数が少なく、年功序列で男性中心であった日本の職場では、少数グループ（女性管理職や若人管理職）は、仕事がやりにくくストレスを感じやすいことが死亡につながっている」という社会環境論的仮説である。第2は、「女性や若人が管理職をつとめる職場は、一般に労働条件の悪い比較的中小の企業や、場合によっては家族内で運営している職場が多く、劣悪な労働条件が死亡を招いている」とする労働条件論である。そして第3の仮説は、「管理職にありがちな負担、残業と同時に家庭における家事の負担をあわせもつ分、ストレスが多く、死亡につながる」とする二重負担仮説である。

第1の仮説は、漠然として証明が難しく、また実証的に証明した研究も見当たらないとして退けられる。第2の仮説は、大いに可能性があると考えられるが、これも実証的な研究は見当たらないとして退けられる。第3の仮説についても、実証的な研究は見当たらないとされるが、次の理由で、可能性が大きいとされる。すなわち、尾崎紀夫等の「職場における抑うつ状態に関する調査」によると、女性においては、残業時間が増加するにつれ、抑うつ状態のものが多くなっている。また、須藤綾子等の「子供をもつ女性の労働負担に関する生理心理学的調査」によると、独身女性や子もち男性の勤務日の心拍数は帰宅後速やかに低下するのに対し、子もち女性では22時ごろまで高いレベルを維持している。さらに同調査では、それぞれの群の家事労働時間の調査結果と合わせ、子供をもって働く女性の勤務日の午後から夜間にかけて負担が大きいとしている。

このような女性管理職の高い死亡率に関する知見をみると、家庭の「団欒」や家庭の「やすらぎ」は絵に描いた餅にすぎないことがわかる。現実、働

く女性に過酷である。仕事を終え、家路に就いた途端に、帰宅後の食事の世話や子どもの世話が重荷となって襲いかかる。まさに“セカンド・シフト”の重荷⁽¹³⁾、家庭の情緒的機能を吹き飛ばしてしまう。

3) 「やすらぎ」の変質

もう1つ重要な問題が、「やすらぎ」の中身である。以前であれば、真面目に勤め、高い給料を稼ぎ、家庭第一に考える男性こそ、妻に対して「やすらぎ」あるいは「安心感」をもたらすものであった。しかし今日、物心ともにゆとりの生じた日々のなかで、また、女性が高学歴化を背景に豊かな教養を身につけるなかで、妻たちは、夫が単に“真面目な人物”や“よい稼ぎ手”であるだけでは満足しなくなった。彼女たちは、趣味をもち、会話を楽しむ、楽しく魅力的な男であってほしいと願い始めた。つまり、伴侶性（companionship）が求められ始めたのである。

コンパニオンシップの概念は、結婚における「相互成長の原則」であり、これまでわが国では育たなかったものである⁽¹⁴⁾。すなわち、わが国では、恋愛から結婚に移行しても、夫婦として互いに成長しあうという観念が乏しく、男性の多くが結婚後の生活に“日常的な便利さ”や“精神的なくつろぎ”を期待し、女性の多くが、“経済的安定”や“地位の安定”を期待していたのである。

ところが、女性が高学歴化を背景に、社会参加を現実のものとし、社会的経済的自立を果たすにつれて、女性の側に「相互成長の原則」への強い欲求が芽生えてきたのである。「結婚の利点」に関する調査データでは、「人間として成長できる」が「やすらぎ」に次いで大きなウエイトを示しており、「相互成長」への欲求の強さがわかる。そしてこうした「相互成長の原則」という、いわばそれまでの「一心同体」あるいは「夫唱婦随」的な夫婦のきずなを超える新しい「二心二体」あるいは「自立共生」願望をめぐる攻めぎ合いが、離婚紛争の背景として広がりつつある。2つの例を引こう⁽¹⁵⁾。

夫はまじめで、酒・タバコ・賭け事・女道楽など一切やらず、給料も袋ごと渡してくれ、毎日きまった時間に家に帰ります。趣味は釣り、あまり怒らない反面、ユーモアは全然解さない。また常識的な言葉も文字も知らず、新聞も本も読まない—こんな夫が私はいやなのです。(結婚 5 年、29 歳の妻)

夫は会社員ですが、家に帰ると“疲れた”と言って晩酌を飲んで寝てしまいます。ただひとつの楽しみは年 1 回の家族旅行ですが、それさえ夫は“あれは山、これは川、さあ寝よう”といった調子です。働きさえすれば、あとは構わないといわんばかりの夫に、ノイローゼになりそうです。(結婚 20 年、38 歳の妻)

2 つの事例は、真面目で仕事一途な夫に対する不満を述べたものである。従来であれば、模範的な夫として、褒められこそすれ非難される謂われはない。しかし今日、相互成長を望む妻にあっては、このような夫は物足りないばかりか、蔑視の対象でもある。真面目で仕事一途な夫がそれなりに評価されたのは、何よりも性別分業が自明の理として作用していた時代である。夫の労働による生活の安定が同時に、専業主婦の妻にとっての「やすらぎ」にほかならなかった。しかし今日、対等平等な人間観をベースに、夫の人間の魅力こそが家庭での「やすらぎ」の源となっている。男性が、そうした妻の変化に気づかないところに多くの悲劇がある。

以上のように、今日、家族の意義は何かと問われれば、多くが「やすらぎ」と答える。しかし、男女ではその享受の仕方に格差がみられたり、意味内容にズレがある。そうした違和感が夫婦のきずなの“ゆらぎ”となる。

4 象徴としての熟年離婚

4. 1 熟年離婚の衝撃

離婚がテレビドラマ化されることももう珍しくはない。思い出すままに挙げてみても、「成田離婚」「離婚弁護士」「離婚予定日」「離婚旅行」、そして「熟年離婚」などがある。1997 年に放映された「成田離婚」は、離婚ドラマ

の先駆けであったが、平均視聴率は18.6%にのぼった。そして、8年後の2005年に放映された「熟年離婚」は、平均視聴率20.3%、最終回には30%を超えた。番組のHPには、視聴者からの書き込みが殺到したという。反響の凄まじさがわかる。

熟年離婚の反響の大きさは、熟年世代の家庭の危機的状況を映している。離婚件数はこの30年間にほぼ2.2倍となっているが、同居期間別にみると、20年以上層の増加がいちじるしくほぼ6倍となっている(表2)。

表2 同居期間別離婚件数の年次推移

同居期間	1975	1985	1995	2000	2004	2005	2006	対前年 増加率 (%)
総数	119,135	166,640	199,016	264,255	270,805	261,917	257,484	△ 1.7
5年未満	58,336	56,438	76,710	96,216	93,926	90,885	89,658	△ 1.4
1年未満	14,773	12,655	14,893	17,524	17,276	16,558	17,350	4.8
1～2	13,014	12,815	18,081	21,750	20,557	20,159	19,536	△ 3.1
2～3	11,731	11,710	16,591	21,093	20,398	19,435	18,918	△ 2.7
3～4	10,141	10,437	14,576	18,956	18,971	18,144	17,425	△ 4.0
4～5	8,677	8,821	12,569	16,893	16,724	16,589	16,429	△ 1.0
5～10	28,597	35,338	41,185	58,206	58,923	57,562	58,003	0.8
10～15	16,206	32,312	25,308	33,025	36,701	35,093	34,741	△ 1.0
15～20	8,172	21,529	19,153	24,325	25,317	24,885	23,674	△ 4.9
20年以上	6,810	20,435	31,877	41,825	41,958	40,395	37,786	△ 6.5
20～25	4,050	12,706	17,847	18,702	19,041	18,401	17,062	△ 7.3
25～30	1,894	4,827	8,684	13,402	11,449	10,747	10,029	△ 6.7
30～35	566	1,793	3,506	5,839	6,758	6,453	5,948	△ 7.8
35年以上	300	1,109	1,840	3,882	4,710	4,794	4,747	△ 1.0

(注) 総数には同居期間不詳を含む

出所：日本婦人団体連合会編『女性白書2007』ほるぷ出版、2007年。

同居期間が20年以上の長期に及ぶということは、初婚年齢から考えると、おおよそ40代後半以上の年代となる。40代後半といえ、退職や老後生活も視野に入ってくる年代である。そうしたいわば「熟年世代」が、なぜ離婚という事態を迎えることになるのか。実はそこに、今日の夫婦の問題が集約

的に現れている。

4. 2 熟年離婚の動機と背景

ドラマ「熟年離婚」は、サラリーマンの豊原幸太郎（渡哲也）が定年を迎えた日に突然、35 年連れ添った妻洋子（松坂慶子）から離婚を宣告されるという“思わぬ事態”から始まる。妻でもなく、母でもない“ひとりの自立した女性”として第二の人生を歩みたいと考える洋子。なぜ妻が離婚を考えるようになったか、まったく事情が飲み込めない幸太郎。やがて、自分がどれだけ妻を理解していなかったか、に気づいてゆくことになる。

ドラマの離婚理由は、性別役割の対立・葛藤にはかならない。家庭を妻に任せ、仕事一筋に、妻や子のために汗を流してきた夫・幸太郎。他方で、夫と子どものために家事を引き受け、家庭を守ってきた妻・洋子。それぞれの役割分担が了解され、ともに満足な生活を送っていれば、夫婦の対立・葛藤は生じない。ところが、妻の側では満足どころか不満が蓄積されてきている。

性別役割の対立・葛藤は、熟年離婚に特有のものではない。離婚全般に共通する原因となっている。しかし、注目されるのは、性別役割にあまり懐疑的でなかった熟年世代においてさえ、異議申し立てが多く生じていることである。

では、翻って、役割不満が妻の側になぜ多いのか。前述のように、「男は仕事、女は家庭」に対する女性の支持は少ない。したがって、専業主婦の場合、大きな理由としては、働きたいのに家庭に納まらざるを得ない不満と考えられる。しかし、不満の根はもっと深い。実は、仕事と家庭の役割分担は経済レベルにおける依存関係を作り出し、さらにそれが心理レベルにおける依存関係を発生させる。ドラマの中で、“ひとりの自立した女性として生きていきたい”という妻の声は、如実にそのことを物語る。

熟年離婚の理由として次に目につくのが、DV である。先にみたように、

女性一般の離婚理由としても DV は大きなウエイトを占めるが、熟年のケースでも看過できない理由となっている。なかには 70 代で暴力を振るわれ、離婚したケースもある。これまでは、夫から暴力を振るわれても、“自分が悪いから” と思ひこみ、ひたすら耐えて生きてきた。しかしいま、“暴力は犯罪である” との認識が広まり、離婚に救いの道を見出しつつある。その意味では、離婚理由としての DV は役割不満と同様に、人格をもったひとりの人間としての生き方に目覚めた女性の“解放への叫び” といえる。

熟年離婚の理由には、役割不満や DV 以外に多くのものがある。長く夫婦生活を過ごせばそれなりにすさまじい風が吹く。そのなかで注目されるのは性に関するものである。性の問題は、離婚理由としては「異性問題」と「性的不調」として現れるが、熟年離婚の事例をみると、2つの理由は同じ根っ子で繋がっている。すなわち、妻自身の異性問題にしても、その背景には夫が構ってくれないという性的不調が横たわっている。巷の週刊誌には、熟年離婚の原因として“セックスレス” に焦点をあてた記事が多いが、妻が愛人に走る理由として、性的不調とりわけてセックスレスが大きな問題であることはたしかである。

しかし、性的問題の意味内容は複雑である。熟年世代の妻にとって、セックスレスは単に性欲求が満たされないことに対する不満ではない。愛情の乏しさや、ひとりの女性として見てくれないことへの不満として表れる。その意味で、異性問題とセックスレスの関係は単純ではない。加えて、性的不調はセックスレスにとどまらない。それは、セックスの内容そのものへの問いかけとして表れる。つまり、単に性行為があるかどうか、という問題だけでなく、これまでの男性本位の欲求充足行為が問題とされる。女性にとっては、いわば相互了解的なセックスが求められるが、現実には男性の一方的な性行為に終始しがちである。まさに、性の世界にも、男性支配と女性従属の仕組みが貫徹している。性の自己決定が叫ばれたり、夫婦間レイプが問題視されるのも、こうした文脈からである。

以上のように、今日急増する熟年離婚は、離婚一般に共通する、夫と妻あるいは男性と女性との間の、仕事と家庭の分担をめぐる支配と服従の構図、また、性や DV や “やすらぎ” をめぐる支配と服従の構図が崩れつつあることを象徴的に示すものである⁽¹⁶⁾。

5 おわりに

先の「離婚紛争の構図」に示したように、今日の離婚紛争の増大は、女性の社会的地位の向上によって伝統的な性別分業原理や結婚観・家族観が変化し、従来の夫婦の「生き方」や「きずな」に大きな“ゆらぎ”が生じた結果といえる。こうした変化が男性サイドにおいて十分に受けとめられれば、夫婦関係の解体は進まない。しかし、現状では、伝統的な女性役割に懐疑を抱き、それから解放され自由になりたいと願う女性が増加する一方で、男性サイドでは女性の立場に対する理解や協力はあまり進んでいない。また、ひとりの人間として対等平等な立場から、夫との人間的繋がりを希求する女性が増加する一方で、男性は人間的錬磨や人間的豊かさよりも仕事さえできればよい、あるいは“黙ってオレについてこい”、とする態度を変えない。端的に言えば、変わりつつある女性と依然として変わらない男性との、両者の対立葛藤が夫婦関係の破綻を大きくしている。そして、こうした破綻がいま、長期生活を営んできた熟年世代においても急激に発現してきている。

冒頭に示した「紛争の構図」に則してもう少し細かく説明してみよう。女性の社会的地位の向上は自立・自尊あるいは平等意識の意識変革を含み持ちながら、性別分業原理の変化や結婚観・家族観の変化を促し、伝統的な考え方から抜け出せない夫との間に対立・葛藤を引き起こし、離婚紛争を発現させる。仕事や家事育児をめぐる役割葛藤は「役割葛藤型離婚」として発現し、暴力や威圧的言動に対する反発は「父権的迫害型離婚」として発現する。“夫の家に入る”の原則のもとに、婚姻によって夫の親族ネットワークに組

み込まれ、家的な身分序列を押し付けられる親族関係に対する異議申立ては、「脱『家』型離婚」として発現する。そして、女性の意識変革はより先鋭的な形で、「享楽型離婚」として発現する。夫婦外性交渉はこれまで男性特有の現象と捉えられていたが、今日では男性のみの特権事項ではなくなってきている。女性の対等平等意識の広がり急速であるが、性に対するダブル・スタンダードの崩壊はその先鋭な表れ方といえる。

そして、「紛争の構図」の外周に位置する、全体社会に広がる個人主義の考え方や、社会参加や経済的自立を可能にする労働市場の広がり、以上のような離婚紛争の基底因や媒介因の作用を強化し、離婚紛争の発生をより激化する方向で働きかける。すなわち、女性の社会的地位の向上は自立・自尊あるいは平等意識の強化を伴いながら、全体社会における個人主義の進展と結びついて、より一層個人の生き方を強化する方向で作用し、労働市場の展開は夫に対する経済的依存度を減少させ自立の物質的基盤を提供する。こうして今日、夫婦の共同生活の維持・進展には多くのハードルが課せられることになる。

注

- (1) 詳細は、拙著「離婚紛争の4つのタイプ」『広島法学』第31巻4号、2008年、63～87頁を参照。
- (2) 矢印は項目間の関係を表す。→は一方向的関係、↔は相互的關係、↔は対立関係である。
- (3) 東清和・小倉千加子『性役割の心理』大日本図書、1984年、137～138頁。
- (4) この点は、1979年の「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が、性差別の根源には性別役割分業があり、その克服が差別撤廃の条件となることを明示していることから理解される。
- (5) たとえば、厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成12年)によれば、女性を活用するに当たっての問題点として、「家庭責任を考慮する必要がある」や「一般的には女性は職業意識が低い」が挙げられている。
- (6) インデックスデジタル「WISHオープンレポート『結婚生活についてのアンケート調査結果』」2004年。

- (7) 「家事分担ルール：夫婦のかすがいい」『産経新聞』1996 年 2 月 8 日。
- (8) 東京女性財団『働き続ける女性たち』1999 年、104 頁。
- (9) 読売新聞社のデータは、ネット情報「読売新聞世論調査」からのものである。
- (10) 国立社会保障・人口問題研究所「第 13 回出生動向基本調査－結婚と出産に関する全国調査 夫婦調査の結果概要」2005 年。
- (11) 内閣府「男女共同参画に関する世論調査」2007 年。
- (12) 長谷川敏彦・石原明子「女性の管理職の死亡率分析から日本の未来をみる」『労働の科学』第 54 巻第 12 号、1999 年、15～19 頁。
- (13) ホックシールド. A., 田中和子訳『セカンド・シフト』朝日新聞社、1990 年。
- (14) この点については、榊原文子『現代の結婚と夫婦関係』培風館、1991 年を参照。
- (15) 石坂晴海『×一の女たち』扶桑社、1992 年、221～222 頁。
- (16) 熟年離婚の詳細については、拙著「熟年離婚の危機と回避」小谷朋弘・江頭大蔵編『高齢社会を生きる』成文堂、2008 年、39～65 頁を参照のこと。